

公園施設利用許可申請書

年 月 日

熊谷スポーツ文化公園 指定管理者

住 所

氏 名

T E L

※法人にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名

埼玉県都市公園条例第10条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の利用の許可を受けたいので申請します。

記

利用する公園施設	<input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ場 (<input type="checkbox"/> A面(東側) / <input type="checkbox"/> B面(西側)) *1面あたり8ホール設置可
備品等の使用	<input type="checkbox"/> 拡声器一式(台) <input type="checkbox"/> 電気自動車(台) <input type="checkbox"/> テント(張)
利用期間及び時間	年 月 日() ~ 年 月 日() : から :
利用の目的 (大会名・催事名)	設置ホール数 (<input type="checkbox"/> 8ホール、 <input type="checkbox"/> 16ホール、 <input type="checkbox"/> 32ホール) *32ホール設置の場合は、隣接する芝生広場の行為許可申請書を提出すること。
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
利用中の担当者 住所及び氏名	〒 連絡先 TEL () -
利用人員	人
利用者区分 ()内は該当○で記入	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生(小・中・高校) <input type="checkbox"/> 幼稚園/保育所 <input type="checkbox"/> 国(主催・共催) <input type="checkbox"/> 県(主催・共催) <input type="checkbox"/> 市町村(主催) 下段の場合、要証明書
その他必要事項 (無料備品等の貸出等)	<input type="checkbox"/> 電源使用 <input type="checkbox"/> その他 ()



※ 個人情報の取扱いについて

申請頂く個人情報については、各施設をご利用頂くに当たっての貸出業務のために使用します。お客様ご本人から開示、訂正等を求められたときには、速やかに対応します。また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

■上記の利用申請に当たっての個人情報の取扱いについて、該当する項目の口をチェックしてください。なお、個人情報の提出については任意ですが、提出いただく情報は施設のご利用をいただくために必要な情報であり、同意頂けない場合や申請頂けない事項がある場合には利用をお断りする場合がございます。

同意する

同意しない

グラウンド・ゴルフ場のご利用について

平成26年4月より、グラウンド・ゴルフ場の利用申請を以下のとおりとします。
皆様のご協力をお願いいたします。

○16ホールまでのご利用の場合

グラウンドゴルフ場は、A面（東側）とB面（西側）の2面あります。
1面あたり8ホール、2面で16ホールの設置としています。
公園施設利用許可申請書【グラウンドゴルフ場用】でご申請願います。

○32ホールでのご利用希望の場合

上記のグラウンドゴルフ場A面・B面に加え、隣接の芝生広場を利用して
コースを設置できます。

この場合は、以下の2点の申請が必要となります。

- ①公園施設利用許可申請書【グラウンドゴルフ場用】
- ②公園内行為許可申請書【多目的広場・競技（展示）会】

○料金について

県内一般利用の場合（県外利用者は、1.5倍）

		1時間 あたり 単価	8ホール	16ホール	32ホール
グラウンドゴルフ場	A面	510円	○	○	○
	B面	510円		○	○
芝生広場	A面	510円			○
	B面	510円			○
合計（1時間当たり）			510円	1,020円	2,040円

- *グラウンドゴルフ場に付随する場合のみ、芝生広場を利用できます。
- *芝生広場の料金単価は、グラウンドゴルフ利用の場合に限ります。
- *芝生広場は、A面・B面セットでのご利用に限ります。